

# 赤十字幼児安全法講習の開催について

三原赤十字病院では、尾三地区の幼児の健康と安全を守ることを目的とし、幼児安全法講習の普及に努めています。

幼児安全法とは1歳から学齢前の幼児を中心として起こりやすい事故への対処法や、家庭内での看病についての講習です。

依頼先（幼稚園・保育所等）へ当院から指導員を派遣します。

**幼児安全法短期講習実施における指導員派遣にかかる費用は発生しません。**

※任意加入・購入で保険料(1人につき100円)、小冊子(1冊52円)あり。

申し込みは随時受け付けております。

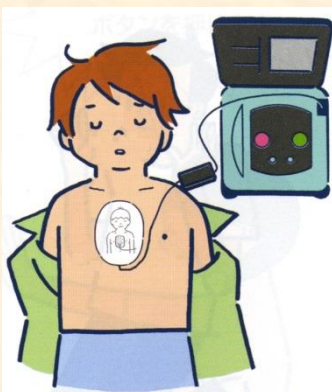
(年に2回以上の開催も可。)

開催希望日をご連絡いただき、指導員を調整いたします。

※開催日の1～2ヶ月前までのお申し込みをお願いしております。

ぜひ幼児安全法講習会をご活用ください。

まずは、三原赤十字病院 医療社会事業課までご連絡ください。



こどもがもし、けがをしたら…  
こどもがもし、急病にかかってしまったら…  
こどもがもし、心肺停止状態に陥ってしまったら…  
あなたはこどもに何をしてあげられますか？

• 問い合わせ先  
三原赤十字病院  
(医療社会事業課 石原)  
TEL 0848-64-8111  
FAX0848-64-1803